

第20回統一地方選挙

市選挙管理委員会では、4月9日(日)投票の知事・道議会議員選挙、4月23日(日)投票の市長・市議会議員選挙に向けて実施本部を設置しました。

4/9 (日)

北海道知事選挙
北海道議会議員選挙

■告示日 知事選挙 3月23日(木)
道議会議員選挙 3月31日(金)

4/23 (日)

砂川市長選挙
砂川市議会議員選挙

■告示日 ともに4月16日(日)

市長・市議会議員選挙 立候補届出説明会

4月23日(日)に執行される市長・市議会議員選挙の立候補届に関する説明会を開催します。関係者(候補者1人につき2人以内)は、必ずご出席ください。

◆とき 3月16日(木) 13時30分～
◆ところ 市役所2階 大会議室

立候補届出書類等の 事前審査

市長・市議会議員選挙の立候補予定者の立候補届出書類および選挙公報などの事前審査を行います。立候補を予定している方は、この期間中に審査を終えるようお願いいたします。

◆とき 3月24日(金)～25日(土)
9時～17時
◆ところ 市役所3階 会議室

郵便等投票の申請はお早めに

身体に次のような重度の障がいがあり、投票所に行けない方のために、自宅で投票できる不在者投票制度(郵便等投票)があります。郵便等投票証明書の有効期限が切れている方や新たに手続きをする方はお早めに申請してください。

◆請求期限

各選挙投票日の4日前まで

◆対象

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証を持っている方で、次の項目に該当する方

【身体障害者】

- ・両下肢、体幹、移動機能の障害程度が1級または2級の方
- ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害程度が1級または3級の方
- ・免疫、肝臓障害が1級から3級の方

【戦傷病者】

- ・両下肢、体幹の障害程度が特別項症から第2項症までの方
- ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害程度が特別項症から第3項症までの方

【介護保険法上の要介護者】

- ・要介護状態区分が要介護5の方

◆郵便等投票証明書の有効期限

発行日から7年間

※要介護者は、発行日から介護保険の被保険者証に記載されている認定の有効期間の末日までです。

郵便等投票の代理記載制度

郵便等投票の対象者で、次のような重度の障がいのある方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た選挙権のある方に代理で記載させ、投票をすることができます。

◆対象

【身体障害者】

- ・上肢または視覚の障害程度が1級の方
- ・上肢または視覚の障害程度が特別項症から第2項症までの方

【戦傷病者】

※代理記載制度に関する申請書などは市選挙管理委員会にありますので、お問い合わせください。

※第7投票区の投票所「石山中学校」については、中学校の統合に伴い投票日当日には閉校となっておりますが、「旧石山中学校」として同じ建物が投票所となります。



明るい選挙の
イメージキャラクター
めいすいくん